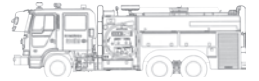


# 消 報

深川地区消防組合深川消防署  
沼田支署予防担当 ☎ 35-2050



## 沼田消防演習の開催について

令和元年7月10日(水) 13時30分から役場庁舎前において沼田消防演習を実施する予定です。  
町民用観覧席をご用意していますので、是非ご覧ください。

### 演習の見所

- ①消防ポンプ車や可搬ポンプを使用しての「ポンプ操法訓練」
- ②火災を想定した「模擬火災訓練」や「一齐放水」
- ③街の中心を職団員や消防車が進行する「分列行進」



※写真は昨年の創立110周年記念消防演習の様です

## ごみ焼きは禁止です！

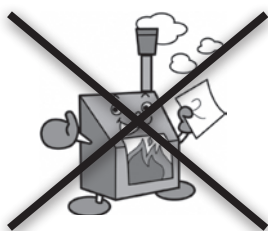
平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業のやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条の2）で禁止されています。また、野外での焼却は煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかける行為です。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に屋外で焼却せずに適正に処理しましょう。

### 野焼きのQ & A

- |                                      |             |
|--------------------------------------|-------------|
| Q 1 : 家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしたらだめですか？   | A 1 : 罰則の対象 |
| Q 2 : ごみ屑、紙屑などごく少量のものを屋外で燃やしたらだめですか？ | A 2 : 罰則の対象 |
| Q 3 : 廃ビニール、廃タイヤ、廃材を屋外で燃やしたらだめですか？   | A 3 : 罰則の対象 |

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律での罰則（第25条15項）

罰則：5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金



住宅用火災警報器は10年を目安に点検・交換しましょう。

沼田町 大切な家族や財産を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

防火標語

『声かけよう みんなで確認 防火の輪』

